



佐賀県公報

平成16年
2月12日
(木曜日)
第 12415号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

規則

◎佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則 (六・労働課) 一

○新たに生じた土地の確認 (七六・市町村課) 二

○字の区域の変更 (七七・") 二

○新たに生じた土地の確認 (七八・") 二

○字の区域の変更 (七九・") 二

○新たに生じた土地の確認 (八〇・") 三

○字の区域の変更 (八一・") 三

○新たに生じた土地の確認 (八二・") 三

○字の区域の変更 (八三・") 四

○" (八四・") 四

○佐賀県地域総合整備資金の償還金の徴収事務の委託 (八五・地域・情報課) 五

○知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 (八六・長寿社会課) 五

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (八七・") 六

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (八八・") 六

○青少年に有害な図書等の指定 (八九・児童青少年課) 七

○道路の区域の変更 (九〇・道路課) 九

○道路の供用開始 (九一・") 九

○道路の区域の変更 (九二・") 一〇

○道路の供用開始 (九三・") 一一

○都市計画事業変更の認可 (九四・まちづくり推進課) 一一

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請 (生活文化課) 一二

○大規模小売店舗の新設に関する公示 (商工課) 一二

○大規模小売店舗の変更に係る意見 (商工課) 一三

○開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 一四

○" (まちづくり推進課) 一四

○建築基準法に基づく道路の位置の指定の変更 (建築住宅課) 一四

公布された規則のあらまし

○佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則 (規則第六号)

1 入校願書の添付書類から健康診断書を除くこととした。(第一号様式関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○ 規 則

佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年二月十二日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第六号

佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立産業技術学院管理規則(昭和三十五年佐賀県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

「① 推薦書

第一号様式の裏中 ② 健康診断書 を

③ 卒業見込み等を証明する書類」

「① 推薦書

② 卒業見込み等を証明する書類」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

●佐賀県告示第七十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、次の土地が肥前町の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同町長から届出があった。

平成十六年二月十二日

佐賀県知事 古川 康

新 た に 生 じ た 土 地	所 在	面 積 (平方メートル)	備 考
	大字田野字蛭子ヶ浦乙五七二 ^四 から乙五七二 ^六 まで、乙五七二 ^五 、乙五八三二 ^十 乙五八三三 ^十 乙五八三三 ^十 乙五八三六 ^十 乙五八三七 ^十 乙五八三二 ^二 及び乙五八三三 ^七 の地先並びに乙五七三三 ^三 、乙五七三三 ^三 、乙五八三二 ^十 乙五八三三 ^十 乙五八三三 ^十 乙五八三六 ^十 及び乙五八三三 ^二 に伴う護岸の地先	一、〇六九・八五	公有水面埋立てのため

●佐賀県告示第七十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、肥前町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があった。

平成十六年二月十二日

佐賀県知事 古川 康

区域を変更する字の
名称

大字田野字蛭子ヶ浦

同上に編入する区域

大字田野字蛭子ヶ浦乙五七二^四から乙五七二^六まで、乙五七二^五、乙五八三二^十乙五八三三^十乙五八三三^十乙五八三六^十乙五八三七^十乙五八三二^二及び乙五八三三^七の地先並びに乙五七三三^三、乙五七三三^三、乙五八三二^十乙五八三三^十乙五八三三^十乙五八三六^十及び乙五八三三^二に伴う護岸の地先

●佐賀県告示第七十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、次の土地が肥前町の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同町長から届出があった。

平成十六年二月十二日

佐賀県知事 古川 康

新 た に 生 じ た 土 地	所 在	面 積 (平方メートル)	備 考
	大字田野字蛭子ヶ浦乙五八三二 ^一 、乙五八三三 ^一 、乙五八三二 ^四 、乙五八三二 ^七 、乙五八三三 ^三 、乙五八三三 ^三 、乙五八三三 ^五 、乙五八三三 ^六 及び乙五八三三 ^八 に伴う護岸の地先並びに字虎ヶ浦乙五八九 ^一 及び乙五九一 ^一 の地先、乙五八九 ^六 及び乙五八九 ^七 に伴う護岸の地先並びに乙五八九 ^七 の地先の護岸の地先	一、一九一・六九	公有水面埋立てのため

●佐賀県告示第七十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、肥前町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があつた。

平成十六年二月十二日

佐賀県知事 古川 康

た。

平成十六年二月十二日

佐賀県知事 古川 康

区域を変更する字の名称 同 上 に 編 入 す る 区 域

大字田野字蛭子ヶ浦

大字田野字蛭子ヶ浦乙五八三二、乙五八三三、乙五八三一四、乙五八三七、乙五八三三三、乙五八三三五、乙五八三三六及び乙五八三八に伴う護岸の地先

大字田野字虎ヶ浦

大字田野字虎ヶ浦乙五八九一及び乙五九一一の地先、乙五八九六及び乙五八九七に伴う護岸の地先並びに乙五八九七の地先の護岸の地先

●佐賀県告示第八十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、次の土地が肥前町の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同町長から届出があった。

平成十六年二月十二日

佐賀県知事 古川 康

新 た に 生 じ た 土 地

所 在 面 積 (平方メートル)

三、五六九・〇一

公有水面埋立てのため

大字田野字虎ヶ浦乙五九一一、乙五九四一、乙五九四三、乙五九八二、乙六〇〇一、乙六〇〇二、乙六〇〇一、乙六〇〇二、乙六〇〇七、乙六〇〇七の地先並びに乙五九〇四、乙五九一三、乙五九一四、乙五九八三、乙六〇一一及び乙六〇八に伴う道路及び護岸の地先

●佐賀県告示第八十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、肥前町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があった。

平成十六年二月十二日

佐賀県知事 古川 康

区域を変更する字の名称 同 上 に 編 入 す る 区 域

大字田野字虎ヶ浦

大字田野字虎ヶ浦乙五九一一、乙五九四一、乙五九四三、乙五九八三、乙六〇〇一、乙六〇〇二、乙六〇〇一、乙六〇〇二、乙六〇〇七及び乙六〇〇七の地先並びに乙五九〇四、乙五九一三、乙五九一四、乙五九八二、乙六〇一一及び乙六〇八に伴う道路及び護岸の地先

●佐賀県告示第八十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、次の土地が肥前町の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同町長から届出があった。

平成十六年二月十二日

佐賀県知事 古川 康

Table with 3 columns: 新 た に 生 じ た 土 地 (Newly created land), 面 積 (平方メートル) (Area in square meters), 備 考 (Remarks). The table contains detailed information for the land parcels mentioned in the notices, including their locations and areas.

新 た に 生 じ た 土 地		備 考
面 積 (平方メートル)		
大宇田野字西川内乙六九一、乙六九二、乙六九三、乙七三五七四〇、乙七四一及び乙七四二の地先並びに乙六九二、乙六九三、乙七三五七四〇、乙七四一及び乙七四二に伴う道路及び水路の地先並びに字扇瀬乙七五三の地先	一、二九九・六一	公有水面埋立てのため
<p>●佐賀県告示第八十三号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、肥前町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があった。</p> <p>平成十六年二月十二日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p>	大宇田野字西川内乙六九一、乙六九二、乙六九三、乙七三五七四〇、乙七四一及び乙七四二の地先並びに乙六九二、乙六九三、乙七三五七四〇、乙七四一及び乙七四二に伴う道路及び水路の地先	同上に編入する区域
大宇田野字扇瀬乙七五三の地先		
<p>●佐賀県告示第八十四号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、浜玉町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があった。</p>	大宇田野字西川内乙六九一、乙六九二、乙六九三、乙七三五七四〇、乙七四一及び乙七四二の地先並びに乙六九二、乙六九三、乙七三五七四〇、乙七四一及び乙七四二に伴う道路及び水路の地先	同上に編入する区域

右の処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十六年二月十二日

佐賀県知事 古 川 康

区域を変更する字の名称		区域
大宇横田下字大岩	同上に編入する区域	

	<p>大字横田下字西谷六八一^四の地先の道路</p>
<p>大字横田下字西谷</p>	<p>大字横田下字大岩四六五^三、四六六^二、四六八^二の一部、五〇五一の一部、五二六^二の一部、五二七の一部、五二九の一部、五三〇^四、五三〇^八の一部、五三一^一、五三一^三、五三一^五、五三三、五三四^三、五三五^一、五三七^四、五三七^五及び五四〇^五並びにこれらに伴う道路の区域</p>
<p>大字東山田字岩根</p>	<p>大字横田下字鳥越二二〇^三、二二二^三、二二六^三の一部、二二七^五及び二二七^六並びにこれらに伴う道路の区域 大字東山田字小山田二四六五^二、二四七七^三、二四七九^三、二四八二^三、二四九六^七から二四九六^二まで、二五〇〇^三、二五〇四^一、二五〇五^三から二五〇五^五まで、二五一二^三、二五一四、二五一五、二五一六^五、二五二一^三、二五二二^四、二五二二^三、二五二三^一、二五二三^三、二五二四^一、二五二六、二五二七^一、二五二八、二五二九^一、二五三〇^一、二五三一^一、二五八六^三及び二五八七^四並びにこれらに伴う道路の区域 大字東山田字ニタ股五四〇^三、五四〇^三、五四〇^五から五四〇^七までの各一部、五四〇^八、五四五四の一部、五四五六^三、五四五七、五四五八^六の一部、五四五八^七、五四五八^八の一部、五四五九^一の一部、五四五九^二の一部、五四六一^一の一部、五四六一^二の一部及び五四六二^一の一部並びにこれらに伴う道路の区域</p>
<p>大字東山田字ニタ股</p>	<p>大字横田下字大岩五八七の一部 大字横田下字池場六〇七^四の一部及び六一四^一並びにこれらに伴う道路の区域 大字東山田字赤野五〇二^一、五二二^七、五二二^三、五二二^四、五二二^五、五二二^六、五二二^七、五二二^八、五二二^九、五二二^{一〇}、五二二^{一一}、五二二^{一二}、五二二^{一三}、五二二^{一四}、五二二^{一五}の一部、五四三</p>

五、五四三八の一部及び五四三九の一部並びにこれらに伴う道路の区域
 大字東山田字岩根五三〇^九の一部、五三一^一、五三一^三の一部、五三三八^六の一部、五三六^二の一部、五三六^三の一部及び五三六五の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
 大字東山田字姫小路五五七^三の一部、五五七^四の一部、五五七^五、五五七^九、五五七^{一〇}、五五八^一、五五八^二、五五八^三、五五八^四、五五八^五、五五八^六、五五八^七、五五八^八、五五八^九及び五五九^一並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
 大字東山田字岩根五三四^八及び五三六^三の地先の道路及び水路
 大字東山田字ニタ股五四一^四、五四一^六及び五四一^六の地先の大字東山田字赤野の道路
 大字東山田字姫小路五五八^一に接する水路の地先の道路

●佐賀県告示第八十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、平成十五年度に貸し付ける佐賀県地域総合整備資金の償還金に係る徴収の事務を次の者に委託した。
 平成十六年二月十二日
 佐賀県知事 古川 康

<p>受託者の名称及び所在地</p>	<p>財団法人地域総合整備財団 東京都千代田区平河町二丁目五番六号</p>
<p>代表者の氏名</p>	<p>理事長 吉田 弘正</p>

●佐賀県告示第八十六号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年二月十二日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十六年一月三十日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社コムスン

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 株式会社コムスン唐津ケアセンター

所在地 唐津市竹木場五千二百六番地五十二

サービスの種類 知的障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇二〇〇一〇八一七

二 (一) 指定年月日 平成十六年一月三十日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人あさひ会

所在地 鳥栖市江島町三千三百番地一

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 グループホームこすもす

所在地 鳥栖市儀徳町二千四百五十六番地

サービスの種類 知的障害者地域生活援助

事業所番号 四一〇〇二〇〇一〇九一四九

●佐賀県告示第八十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十六年二月十二日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十六年二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社ロイヤルサービス九州

所在地 佐賀市城内二丁目三番二十二号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 訪問介護サービススマイル

所在地 佐賀市城内二丁目三番二十二号

サービスの種類 指定訪問介護

二 (一) 指定年月日 平成十六年二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社ケアサポートゆうゆう

所在地 佐賀郡川副町大字早津江百八十八番地五

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ヘルパーサービスのぞみ

所在地 佐賀郡川副町大字早津江百八十八番地五

サービスの種類 指定訪問介護

三 (一) 指定年月日 平成十六年二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人社団栄寿会

所在地 杵島郡江北町大字上小田二百八十番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホームほほえみ荘

所在地 杵島郡大町町大字福母二千五百九十一番地二十一

サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護

●佐賀県告示第八十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年二月十二日

佐賀県知事

古川

康

一 指定年月日 平成十六年二月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 合資会社介護、福祉の相談所つどい

所在地 佐賀市高木瀬東一丁目二番二十号

三 事業所の名称及び所在地

名称 居宅介護支援事業所つどい

所在地 佐賀市高木瀬東一丁目二番二十号

●佐賀県告示第八十九号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条
第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十六年二月十二日

佐賀県知事

古川

康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	15-294	レディースコミック [微熱] 3月号	セブン新社	09663-3	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	15-295	レディースコミックSpecial AYA 3月号	宙出版	09671-3	
"	15-296	COMIC 美味しい熟女 Vol.29 3月号	(株)司書房	13591-3	
"	15-297	漫画ダイナマイト 3月号	辰巳出版(株)	05979-3	
"	15-298	漫画パンプ 3月号	(株)東京三世社	05955-3	
"	15-299	COMIC バズーカ ヴィーナス No.17 COMIC バズーカ 3月号増刊	辰巳出版(株)	13992-3/1 ②2004-3/19	
"	15-300	海賊ナンバーワン 3月号	(株)竹書房	02461-3	
"	15-301	本当にあったHな出会いの話 増刊Dr.ピカソ 3月号	(株)バウハウス	06636-03 ②2004/3/17	
"	15-302	Comic 人妻熟女ざかり Vol.87 3月号	(株)桃園書房	13721-3	
"	15-303	ザ・ベスト MAGAZINE No.238 3月号	KKベストセラーズ	14003-3	
"	15-304	URECCO gal 3月号	ミリオン出版	01865-3	
"	15-305	Dr.ピカソ No.108 3月号	(株)バウハウス	06635-03	
"	15-306	BACHELOR [月刊バachelor] 3月号	(株)ダイアプレス	07537-03	
"	15-307	スーパー写真塾 3月号	(株)コアマガジン	15431-3	
"	15-308	アクトレス VOL.257 3月号	(株)リイド社	01471-03	

久間白石線 県道	一般国道 二〇七号	道路の種類 及び路線名		道路の種別 及び路線名		変更前 後の別 幅員 メートル	延長 メートル	佐賀県知事 古川 康	●佐賀県告示第九十号 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。 その区域を表示した図面は、平成十六年二月十二日から平成十六年三月十一日まで佐賀県土木部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成十六年二月十二日
		杵島郡有明町大字戸ヶ里字二本松一九一四番地先から 杵島郡有明町大字坂田字五本松籠二五〇番三地先まで	杵島郡有明町大字戸ヶ里字二本松一九一四番地先から 杵島郡有明町大字坂田字五本松籠二五〇番三地先まで	後 一八・〇 八・六	一、一七二・二				
杵島郡白石町大字堤字嘉瀬川三〇六五番一七地先から 杵島郡白石町大字堤字嘉瀬川二六三七番地先まで 杵島郡白石町大字湯崎字湯崎七三〇番地先から 杵島郡白石町大字堤字堤三九六番一地先まで 杵島郡白石町大字堤字堤五一三番地先から 杵島郡白石町大字馬洗字神辺一〇〇八番地先まで	後 一五・二 九・〇 二〇・五 一〇・六	一、二七二・〇	二〇四・〇 一、〇八八・九	●佐賀県告示第九十一号 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。 その区間を表示した図面は、平成十六年二月十二日から平成十六年三月十一日まで佐賀県土木部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成十六年二月十二日 佐賀県知事 古川 康		杵島郡白石町大字堤字嘉瀬川三〇六五番一七地先から 杵島郡白石町大字堤字嘉瀬川二六三七番地先まで 杵島郡白石町大字湯崎字湯崎七三〇番地先から 杵島郡白石町大字堤字堤三九六番一地先まで 杵島郡白石町大字堤字堤五一三番地先から 杵島郡白石町大字馬洗字神辺一〇〇八番地先まで	前 一三・五 九・〇 一五・二 九・〇 二〇・四 一〇・九	八一一・六 二〇四・四 一、〇九三・九	
路線名 一般国道 二〇七号	供用開始の区間 杵島郡有明町大字戸ヶ里字二本松一九二番四地先から 杵島郡有明町大字坂田字五本松籠二五〇番三地先まで	供用開始の期日 平成一六・二・一一							

<p>県道 久間白石線</p> <p>杵島郡白石町大字堤字嘉瀬川三〇六五番一七地先から 杵島郡白石町大字堤字嘉瀬川二六三七番地先まで 杵島郡白石町大字湯崎字湯崎七三〇番地先から 杵島郡白石町大字堤字堤三九六番一地先まで 杵島郡白石町大字堤字堤五一三番地先から 杵島郡白石町大字馬洗字神辺一〇〇八番地先まで</p> <p>平成一六・二・一二</p>	<p>●佐賀県告示第九十二号</p> <p>道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。</p> <p>その区域を表示した図面は、平成十六年二月十二日から平成十六年三月十一日まで佐賀県土木部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十六年二月十二日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>
---	---

道路の種類及び路線名	道の区間	変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
県道 錦江大町線	杵島郡有明町大字戸ヶ里字四本杉一七二五番一地先から 杵島郡有明町大字戸ヶ里字二本杉一四八〇番一地先まで 杵島郡有明町大字辺田字五本松一八九五番二地先から 杵島郡有明町大字辺田字二本松一八〇三番三地先まで 杵島郡白石町大字湯崎字湯崎一七一六番一地先から 杵島郡白石町大字堤字嘉瀬川二〇一六番一地先まで 杵島郡白石町大字馬洗字馬洗二八五九番地先から 杵島郡白石町大字馬洗字上黒木二二四五番地先まで 杵島郡白石町大字大渡字岡崎四三四番五地先から 杵島郡白石町大字大渡字岡崎四六八番五地先まで 杵島郡白石町大字大渡字岡崎四八八番地先から 杵島郡白石町大字大渡字下一本松六〇八番一地先まで 杵島郡大町町大字福母字三本松八六七番一地先から 杵島郡大町町大字福母字三本杉四八一番二地先まで	後	二一・六 一〇・五 一八・〇 一一・一 一二・四 四・一 二二・五 一一・二 一四・〇 一〇・四 三九・二 一〇・五 二八・六 一二・二	五六〇・八 七六〇・三 三六六・九 五九七・八 二〇〇・一 三六三・〇 八〇五・二

<p>●佐賀県告示第九十三号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。</p> <p>その区間を表示した図面は、平成十六年二月十二日から平成十六年三月十一日まで佐賀県土木部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十六年二月十二日</p>	<p>杵島郡有明町大字戸ヶ里字四本杉一七二五番一地从先から</p> <p>杵島郡有明町大字戸ヶ里字二本杉一四八〇番一地从先まで</p> <p>杵島郡有明町大字辺田字五本松一八九五番二地从先から</p> <p>杵島郡有明町大字辺田字二本松一八〇三番三地从先まで</p> <p>杵島郡白石町大字湯崎字湯崎一七一二番一地从先から</p> <p>杵島郡白石町大字堤字嘉瀬川二〇一六番一地从先まで</p> <p>杵島郡白石町大字馬洗字馬洗二八五九番地先から</p> <p>杵島郡白石町大字馬洗字上黒木二二四五番地先まで</p> <p>杵島郡白石町大字大渡字岡崎四三四番五地从先から</p> <p>杵島郡白石町大字大渡字岡崎四六八番五地从先まで</p> <p>杵島郡白石町大字大渡字岡崎四八八番地先から</p> <p>杵島郡白石町大字大渡字下一本松六〇八番一地从先まで</p> <p>杵島郡大町町大字福母字三本松八六七番一地从先から</p> <p>杵島郡大町町大字福母字三本杉四八一番二地从先まで</p>	前	<p>二一・〇</p> <p>六・二</p> <p>一九・三</p> <p>四・七</p> <p>七・六</p> <p>四・一</p> <p>二二・五</p> <p>七・五</p> <p>一四・〇</p> <p>七・五</p> <p>三九・二</p> <p>一〇・五</p> <p>一五・〇</p> <p>五・二</p>	<p>五六八・一</p> <p>七七一・五</p> <p>三六八・八</p> <p>五九七・八</p> <p>二〇〇・一</p> <p>三六三・〇</p> <p>八一二・〇</p>
---	--	---	--	--

<p>●佐賀県告示第九十四号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次</p>	<p>佐賀県知事 古川 康</p>
	<p>路線名 錦江大町線</p> <p>供用開始の区間</p> <p> 杵島郡有明町大字戸ヶ里字四本杉一七二五番一地从先から 杵島郡有明町大字戸ヶ里字二本杉一四八〇番一地从先まで 杵島郡有明町大字辺田字五本松一八九五番二地先から 杵島郡有明町大字辺田字二本松一八〇三番三地从先まで 杵島郡白石町大字湯崎字湯崎一七一二番一地从先から 杵島郡白石町大字堤字嘉瀬川二〇一六番一地从先まで 杵島郡白石町大字馬洗字馬洗二八五九番地先から 杵島郡白石町大字馬洗字上黒木二二四五番地先まで 杵島郡白石町大字大渡字岡崎四三四番五地先から 杵島郡白石町大字大渡字岡崎四六八番五地先まで 杵島郡白石町大字大渡字岡崎四八八番地先から 杵島郡白石町大字大渡字下一本松六〇八番一地从先まで 杵島郡大町町大字福母字三本松八六七番一地从先から 杵島郡大町町大字福母字三本杉四八一番二地从先まで </p> <p>供用開始の期日 平成一六・二・一一</p>

のとおり都市計画事業の変更を認可した。

平成十六年二月十二日

佐賀県知事 古川 康

一 施行者の名称

伊万里市

二 都市計画事業の種類及び名称

伊万里都市計画下水道事業 伊万里市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十四年一月二十四日から

平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

○ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。
関係書類は、平成16年3月5日まで佐賀県庁「さが元氣ひろば」において縦覧に供する。

平成16年2月12日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成16年1月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人さが環境推進センター

(2) 代表者の氏名 橋本辰夫
(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目8番32号アースクエアビル3階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、持続可能な社会を実現するために、地域社会の人々に対して、環境問題についての啓発を進め、資源の有効利用・廃棄物の発生抑制・再生資源の利用を促進する循環型社会形成のための事業を行い、環境の維持・保全につながる環境改善活動の推進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。
平成16年2月12日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機トラックランド唐津店

唐津市大字和多田西山4475番地1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行なう者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ヤマダ電機

代表取締役 山田 昇

イ 大規模小売店舗において小売業を行なう者

株式会社ヤマダ電機

代表取締役 山田 昇

<p>群馬県前橋市日吉町四丁目40番11号</p> <p>(3) 大規模小売店舗の新設をする日 平成16年9月29日</p> <p>(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,702平方メートル</p> <p>(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>ア 駐車場の位置及び収容台数 建物内駐車場 98台 建物外駐車場 108台 合 計 206台</p> <p>イ 駐輪場の位置及び収容台数 敷地内東側 60台</p> <p>ウ 荷さばき施設の位置及び面積 敷地内西側 175.86平方メートル</p> <p>エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物南側 125立方メートル</p> <p>(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時</p> <p>イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時30分から午後9時30分まで</p> <p>ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 建物敷地北側及び東側 2カ所</p> <p>エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前9時から午後9時まで</p> <p>2 届出年月日</p>	<p>平成16年1月29日</p> <p>3 関係書類の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 佐賀県経済部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成16年2月12日から 平成16年6月11日まで</p> <p>4 その他</p> <p>法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県経済部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号）に提出してください。</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により届出があつた大規模小売店舗について、鹿島市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。</p> <p>また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。</p> <p>平成16年2月12日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ショッピングセンターモリナガA 鹿島市大字高津原字二本松3511番地 外</p> <p>2 届出の内容</p> <p>(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻</p> <p>(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯</p> <p>3 意見の概要</p>
--	--

(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町村名

鹿島市

イ 法第4条「指針」に係る意見

意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見書の提出なし

4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県経済部商工課

(2) 縦覧期間

平成16年2月12日から

平成16年3月11日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為

に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年2月12日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

鳥栖市田代本町字中尾1202番5から1202番8まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥栖市永吉町618番地1

株式会社アルミス

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為

に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年2月12日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

佐賀郡諸富町大字徳富字高津棚83番1及び83番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐賀郡諸富町大字徳富407番地2

千住正人

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定をした道路について、建築基準法施行細則(昭和36年佐賀県規則第14号)第12条の規定により、次のとおり変更を承認した。

平成16年2月12日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	第9号	
指定年月日	平成2年1月31日	
変更番号	変2	
変更年月日	平成16年2月2日	
位置指定	変更後	佐賀郡大和町大字久池井字二本松1643番14及び1656番12
	変更前	佐賀郡大和町大字久池井字二本松1643番14, 1643番16, 1643番19, 1656番6, 1656番7, 1656番8及び1656番9
幅員(メートル)	4.00	
延長(メートル)	68.92	

指定変更に係る図面は、佐賀県土木部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。